

第2号

令和元年
12月発行

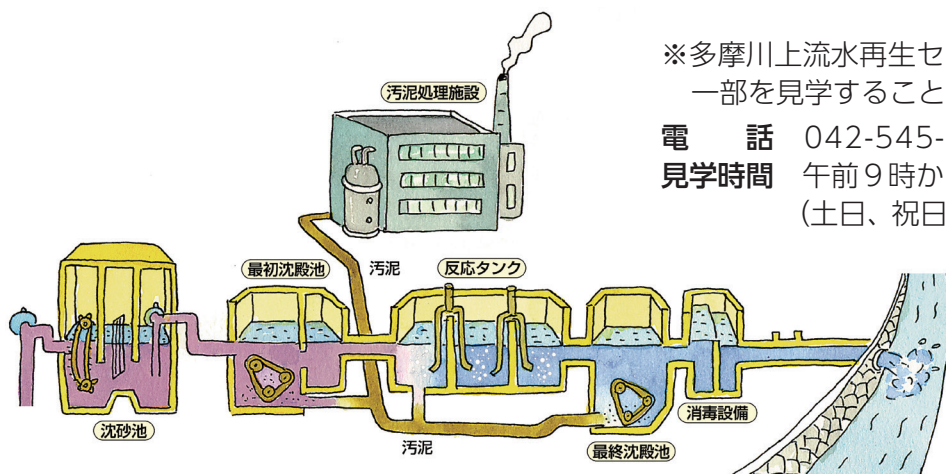
げすいどう 通信

発行 昭島市
編集 都市整備部下水道課
〒196-8511
昭島市田中町 1-17-1
TEL: 042-544-5111
FAX: 042-541-4336

下水道の関連情報などを紹介します。

下水の処理のしくみ

家庭や工場で使った水は、下水道管を通して多摩川沿いにある多摩川上流水再生センター(昭島市宮沢町3-15-1)に送られています。集められた下水(汚水)は、微生物などを使ってきれいな水に戻してから多摩川に放流するとともに、野火止用水・玉川上水・千川上水にも送水しています。汚水の処理のしくみは次のとおりです。



※多摩川上流水再生センターでは、施設の一部を見学することができます。

電話 042-545-4120

見学時間 午前9時から午後4時まで
(土日、祝日、年末年始を除く。)

処理のしくみ

- 沈砂池 大きなごみを取り除き、砂を沈殿させます。
- 最初沈殿池 時間をかけてゆっくり流し、沈みやすい汚れを沈殿させます。
- 反応タンク 微生物を使って汚れを分解します。
- 最終沈殿池 反応タンクから流れてきた汚れのかたまり(微生物)をゆっくりと沈殿させ、上澄み(処理水)と汚泥に分離します。
- 消毒設備 処理水を消毒してから放流します。

多摩川上流水再生センターには、昭島市のほか5市2町の汚水が送られており、汚水の処理にかかる費用はそれぞれの市町が負担しています。汚水をきれいな水に戻すためには、多くの費用がかかります。昭島市は、平成30年度に約5億4300万円を負担し、そのお金は皆さんが負担した下水道使用料をもとに支払っています。今後も良好な水環境を維持できるように、適正な下水道の使用にご協力ください。

CONTENTS

下水の処理のしくみ……………	1P	悪質な業者にご注意を!……………	3P
油を流さないで!……………	2P	引っ越しのときは忘れずに……………	3P
下水道の工事は昭島市指定下水道工事店へ……………	3P	令和2年度より公営企業会計に変更……………	4P

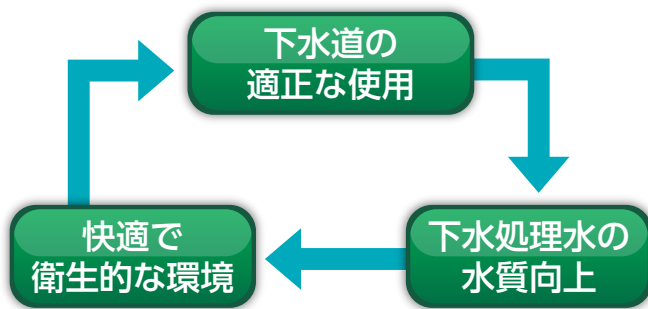
油を流さないで!

皆さんは、鍋や食器などに付いた油汚れをどのように処理していますか? 鍋や食器などに付いた油汚れをそのまま排水口に流すと、下水道管の中で冷えて固まり、詰まりや悪臭の原因となります。



油は、使いきる・拭き取る・吸い取るなどして、排水口に流さないようにしましょう。

下水道は、快適で衛生的な暮らしをするために必要不可欠な施設です。一人ひとりの行動が、良好な水環境の維持につながります。



使い切る
残った油は熱いうちにこし器に移し、炒めものなどで使い切る。



ふき取る
なべや皿についた油汚れはふき取ってから洗いましょう。



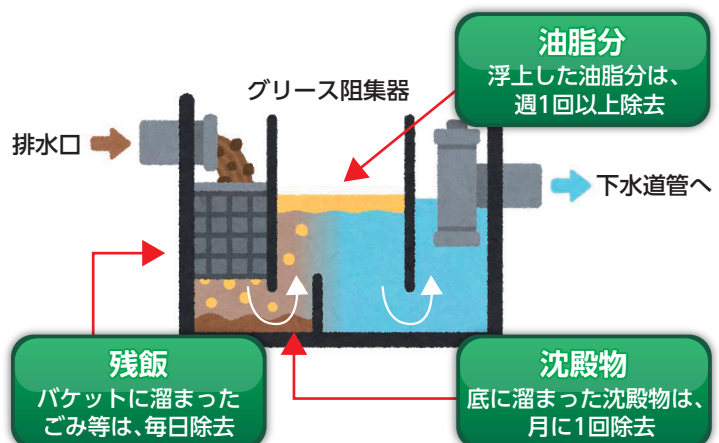
吸い取る
古い油は、新聞紙などで吸い取るか、油を固める製品を使い、燃えるゴミとして出す。



飲食店・料理店の事業者の方へ

飲食店や料理店は、グリース阻集器（油やごみを分離、除去する設備）を設置しなくてはなりません。

グリース阻集器は、定期的に清掃を行うことで効果を発揮します。適切な管理をお願いします。



下水道の工事は昭島市指定下水道工事店へ



指定下水道工事店とは、適正な下水道工事を行える業者であることを各市町村が認定する制度です。指定下水道工事店では、下水道の専門的知識と技術をもった排水設備責任技術者が下水道の設計や工事を行っています。

下水道の工事をするときは、昭島市指定下水道工事店に依頼してください。昭島市指定下水道工事店は、昭島市の公式ホームページから確認できます。

悪質な業者にご注意を!

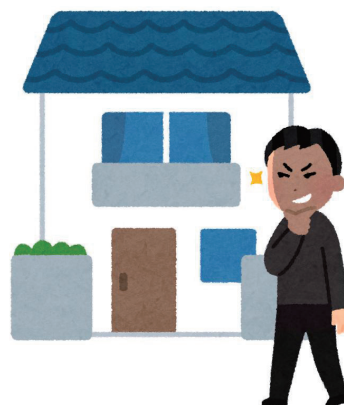
最近「下水道管が詰まって流れなくなる」などと言って、必要のない下水道管の点検・清掃・洗浄を勧誘する訪問営業の相談が寄せられています。昭島市では、**宅地内の下水道管の点検・清掃・洗浄の業務をあっせんも委託もしていません**。訪問営業があったときは、次のことに気をつけてください。

対応方法

- 必要なければ、はっきり断る。
- 勝手に作業をさせない。
- 契約をせまられても、その場で契約しないで、まずは家族や知り合いに相談する。

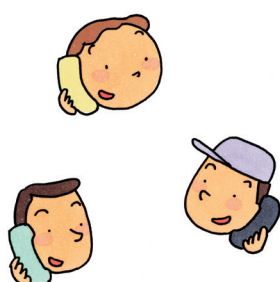
少しでも不審に思ったら、昭島市消費生活センターに相談してください。

連絡先 昭島市消費生活センター
電話 042-544-9399
相談時間 午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで
(土日、祝日、年末年始を除く。)



引っ越しのときは忘れずに

引っ越しなどで水道・下水道の使用を中止するときは、昭島市水道部に連絡してください。なお、水道の使用場所、使用者、引っ越し日等をお尋ねしますので、お手元に検針票又は領収書をご用意のうえ連絡してください。



連絡先 昭島市水道部業務課
電話 042-543-6111
F A X 042-543-6118
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(土日、祝日、年末年始を除く。)

令和2年度より公営企業会計に変更

昭島市の下水道は昭和47年から事業に着手し、下水道（污水管）の普及率は平成14年にほぼ100%となっています。現在、昭島市の下水道事業は、管路の新設から維持管理の時代へと移り、老朽化した污水管の修繕や耐震化を進めています。

今後、人口の減少や節水型の設備・機器の普及により、下水道使用料の収入が減少していくことが予想されています。こうした状況のなか健全な下水道事業の経営を行うため、昭島市は令和2年度から経理の方式を官公庁会計から公営企業会計に変更し、次のような経理を行います。



経理方式の主な変更点

○発生主義

現金の収支だけでなく債権・債務など経済活動の発生の実に基づき経理を行います。

○複式簿記

一定の期間内に発生した収支の合計を表す損益計算書と、蓄積された財産を表す貸借対照表の作成をします。

○損益取引と資本取引の区分

管理運営に係る取引（損益取引）と建設改良等に係る取引（資本取引）に区分します。

公営企業会計導入による主な効果

○経営状況の明確化

損益計算書や貸借対照表などの財務諸表を作成することで、経営成績や財政状態の情報が分かりやすくなります。

○適正な財産管理

減価償却の導入により、施設の老朽化の状態を的確に把握できます。

○下水道使用料の対象原価の明確化

一定の期間内に発生した収支を把握することがきるため、下水道使用料の対象原価が明確になり、適正な下水道使用料の算定に役立てることができま



また、併せて中・長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、今後も持続可能な下水道事業経営を行っていきます。